## 【令和8年4月1日改定】 使用料金改定の詳細な内容

施設名	改定後						改定前							
	区分   1時間につき							区分		時間につき	1			
		一般・高校生	1,540円					-	一般・高校生	1,180円				
	野球場 占利	用 中学生以下・高齢者・障がい者	770円					野球場 占利	用中	中学生以下・高齢者・障がい者	590円			
玉湯野球場		アマチュアスポーツ以外の催物	4,620円			7	アマチュアスポーツ以外の催物	3,540円						
		一般・高校生	680円						-	一般・高校生	520円			
	練習用グラウンド 割	用 中学生以下・高齢者・障がい者	340円					練習用グラウンド 台	用中	中学生以下・高齢者・障がい者	260円			
	131	アマチュアスポーツ以外の催物	2,040円					13	7	アマチュアスポーツ以外の催物	1,580円			
		70	9時から19時	19時から22時	時間外	時間外				区分	9時から19時	19時から22時	時間外	]
		+	(1時間につき)	( 時間につき) ( 時間につき)							(1時間につき)	(1時間につき)	(1時間につき)	
	_		1,080円	1,630円	1,290円			_			830円	1,250円	990円	
玉湯体育館	利	用 中学生以下・高齢者・障がい者	540円	820円	650円			利	用中	中学生以下・高齢者・障がい者	410円	620円	490円	
	体育館	アマチュアスポーツ以外の催物	8,100円	12,230円	9,680円			体育館	7	アマチュアスポーツ以外の催物	6,260円	9,390円	7,510円	
	個.	人一般・高齢者		時間につき   30円		j		個	<u>.</u>	一般・高齢者	時間につき   100円			
	利	用 高校生以下・障がい者	時間につき 70円				利戶	用高	高校生以下・障がい者	時間につき 50円				
							+							
		区分	時間につき					区		区分	時間につき	1		
中央八国名日本土坦		一般・高校生	560円	= =							430円			
空口公園多日的仏場	多目的 広場 占利	用 中学生以下・高齢者・障がい者	280円					多目的 広場 占 利	用中	中学生以下・高齢者・障がい者	210円			
	131	アマチュアスポーツ以外の催物	1,680円					13			1,310円	1		
		五湯野球場 は利 は 対 は 対 は 対 は 対 対 は 対 が は が は	国分	国際	国際	正場野球場	正場野球場	正場野球場   一般・高校生   1,540円   1,540円	正場野球場	五湯野球場   日間	国際	正過野球場   日本	正過野球場   日本	国際